

府中市告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、府中都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和8年8月7日
府中市長 高野 律 雄

都 市 計 画 の 種 類	都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
府中都市計画用途地域	
第一種低層住居専用地域	追加する部分 府中市分梅町四丁目地内
第一種中高層住居専用地域	追加する部分 府中市分梅町四丁目地内
準住居地域	削除する部分 府中市分梅町四丁目地内

縦 覧 場 所 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室